



第24期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年6月18日（金曜日）
午前10時 [開場 午前9時]

開催場所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地
尼崎商工会議所会館
7階 701会議室

決議事項 第1号議案 **取締役6名選任の件**
第2号議案 **監査役2名選任の件**

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同封の議決権行使書のご郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はできる限りお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。

<https://www.osaka-ti.co.jp/>

目次	
1	株主の皆様へ
2	招集ご通知
5	株主総会参考書類
12	事業報告
24	計算書類
26	監査報告書

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々が一日も早く回復されることを心よりお祈り申し上げます。

さて、米中貿易摩擦等による前事業年度からの景気の減速感の中で、当事業年度は世界的に蔓延する新型コロナウイルス感染症の影響により我が国及び世界経済は危機的な事態に一旦は陥りました。殊更、航空機の旅客需要の減少が著しく、回復の動きがあるものの航空機需要は依然として大きく減退した状況が続いております。

半導体市場の回復による高純度チタン等の関連製品の需要が増加したことから高機能材料事業の売上高は増加いたしました。なお、主力事業であるチタン事業において航空機の厳しい需要環境に伴い売上高が大きく減少した結果、当期損益は赤字を計上いたしました。なお、減退したチタン需要に対応するためこれまでに最適生産体制を構築するとともに、更なる生産諸元の改善等の合理化、労務費や設備補修費の削減、経費圧縮等に全社を挙げて取り組んでおります。引き続き、厳しい事業環境においても事業基盤の維持、強化を図ってまいります。

更には、将来の成長戦略や収益構造の強化に向けて高純度チタンや球状チタン合金粉末（合金TILOP）等の高付加価値製品を中心とする高機能材料事業の拡大に取り組むことにより、事業ポートフォリオの変革に邁進する所存であります。

当期損益をはじめ現下の状況を踏まえ、誠に遺憾ながら配当を見送りとさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに早期に復配できるよう努めてまいりますので、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



2021年5月
代表取締役社長

杉崎 康昭

株主各位

兵庫県尼崎市東浜町1番地

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

代表取締役社長 杉 崎 康 昭

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同封の議決権行使書のご郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場はできる限りお控えいただきますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁のいずれかの方法によりご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日） 午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地 尼崎商工会議所会館 7階 701会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎以下の①②の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告のうち、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎監査役が監査した事業報告は本招集ご通知の記載と上記の①で構成されており、会計監査人及び監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知の記載と上記の②で構成されています。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-ti.co.jp/ir/index.html>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月18日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日（木曜日）
午後5時15分入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

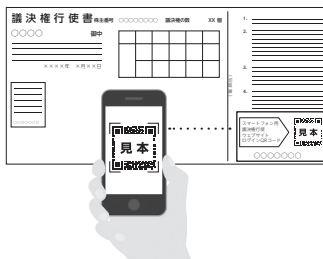
インターネットによる議決権行使のご案内

(1) QRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

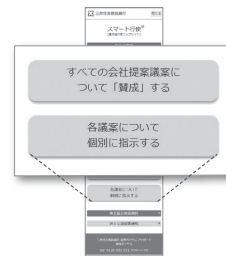
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェアの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



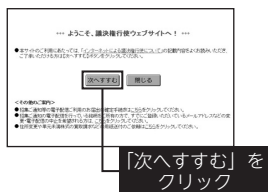
「スマート行使」での
議決権行使は
1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

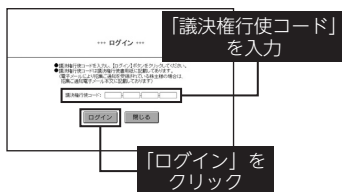
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック

- 4

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031
(午前9時～午後9時)

その他のご照会は



0120-782-031
(平日午前9時～午後5時)

インターネットで議決権行使をされる場合のご注意事項

- ・書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、現在の取締役全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	すぎ ざき やす あき 杉 崎 康 昭 再任	代表取締役社長
2	たか はし さとる 高 橋 悟 再任	取締役専務執行役員 企画、総務、人事労政、経理、原料・資材 各部の総括
3	つじ まさ ゆき 辻 正 行 再任	取締役専務執行役員 営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
4	かわ ふく じゅん じ 川 福 純 司 再任	取締役常務執行役員 生産管理、品質保証、技術、設備、チタン 製造各部の総括
5	いい じま な え 飯 島 奈 絵 再任 社外 独立	社外取締役
6	やま ぐち しげ ひさ 山 口 重 久 再任 社外 独立	社外取締役

候補者番号 **1**

すぎ ざき やす あき
杉崎 康昭 (1957年5月17日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数
9,300株

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1988年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社 | 2015年 4 月 同社専務取締役 |
| 2011年 4 月 同社執行役員、
技術開発本部開発企画部長 | 2016年 4 月 同社取締役専務執行役員、
社長付 |
| 2013年 4 月 同社常務執行役員、
技術開発本部長 | 2016年 4 月 当社顧問 |
| 2014年 6 月 同社常務取締役、
技術開発本部長 | 2016年 6 月 当社代表取締役社長
現在に至る |

取締役候補者とした理由	同氏は、当社代表取締役社長として企業価値向上に取り組み、チタン事業の収益力回復や事業ポートフォリオの変革に取り組む等、将来に亘る強靱な企業体質の構築に向けて強いリーダーシップを発揮して経営を担っていることから、取締役候補者といいたしました。
--------------------	--

候補者番号 **2**

た か はし さとる
高橋 悟 (1960年1月7日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数
5,300株

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 1982年 4 月 住友金属工業株式会社(現 日本製鉄株式会社) 入社 | 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員 |
| 2011年 4 月 当社業務部担当部長 | 2021年 4 月 当社取締役専務執行役員、
企画部長 |
| 2012年 6 月 当社原料部長 | 2021年 5 月 当社取締役専務執行役員
現在に至る |
| 2015年 6 月 当社執行役員、原料部長 | |
| 2017年 4 月 当社執行役員、企画部長 | |
| 2018年 4 月 当社常務執行役員 | <担当>
企画、総務、人事労政、経理、
原料・資材各部の総括 |
| 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 | |

取締役候補者とした理由	同氏は、経理、経営企画、原料部門における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社取締役就任後も、財務部門の最高責任者の立場を担うとともに、人事・総務部門等もあわせ総括し、当社のコーポレートガバナンスの充実に重要な役割を果たし、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者といいたしました。
--------------------	---

候補者番号 **3**

つじ
辻

まさ ゆき
正行 (1958年5月13日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数

12,600株

1982年 4 月 当社入社	2019年 4 月 当社常務執行役員、東京支社長
2006年 7 月 当社営業部担当部長	2019年 6 月 当社取締役常務執行役員、 東京支社長
2008年 6 月 当社営業部長	2020年 4 月 当社取締役専務執行役員、 東京支社長 現在に至る
2015年 6 月 当社執行役員、営業部長	
2017年 7 月 当社執行役員	
2018年 4 月 当社常務執行役員	<担当> 営業、高機能材料各部の総括、東京支社長

**取締役
候補者として
した理由**

同氏は、長年に亘り営業部門に従事、チタン需要の拡大にあわせた販売戦略の展開において、国内外顧客との長期的関係の構築にリーダーシップを発揮し、スポンジチタンの拡販に大きく寄与するとともに、現在では、高機能材料事業部門も含めた当社事業全般の販売部門を総括し、事業拡大に尽力する等、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 **4**

かわ ふく じゅん じ
川福 純司

(1960年4月1日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数

1,000株

1985年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社	2018年 4 月 同社理事、鉄鋼事業部門チタン 本部担当役員補佐
2010年 4 月 同社鉄鋼事業部門チタン本部チタン 工場長兼チタン工場統括室長	2020年 4 月 当社常務執行役員
2013年 4 月 同社鉄鋼事業部門チタン本部長	2020年 6 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る
2014年 4 月 同社理事、 鉄鋼事業部門チタン本部長	<担当> 生産管理、品質保証、技術、設備、 チタン製造各部の総括

**取締役
候補者として
した理由**

同氏は、株式会社神戸製鋼所の事業ユニットの一つであるチタン本部において要職を歴任するとともに、当社取締役就任後も、これまでに培った幅広い見識とマネジメント力により製造・技術部門全般を先頭を立て牽引する等、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号 **5**

いい じま な え
飯島 奈絵 (1964年 4月11日生)

再任
社外取締役候補者
独立役員候補者

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年 4 月 弁護士登録、 堂島法律事務所入所	2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る
2001年10月 米国ワシントンD.C. カークランド&エリス法律事務 所入所	2016年 6 月 ナビタス株式会社社外取締役 (監査等委員)
2002年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年 4 月 大阪弁護士会副会長
2002年 9 月 堂島法律事務所復帰 現在に至る	
2003年 6 月 ナビタス株式会社社外監査役	
2013年 4 月 京都大学法科大学院客員教授	

所有する
当社株式の数
0株
社外取締役在任期間
(本総会終結時)
6年
取締役会出席状況
(2020年度)
11／12回(92%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法律家として培われた専門知識及び幅広い見識を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かして職務を適切に遂行しており、今後も、法務リスクやコンプライアンスの観点から、これまで培われた法律家としての知識や経験を踏まえた適切な助言や業務執行の監督が期待できることから、社外取締役候補者としたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)独立役員の独立性判断基準の概要

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員の独立性判断基準を定めています。概要は以下のとおりであります。詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.osaka-ti.co.jp/ir/pdf/cg.pdf>) をご参照ください。

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とします。

- ①当社の取締役又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族
- ②当社の主要株主
- ③当社の主要株主又は借入先の役員又は使用人
- ④当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ⑤当社から一定額を超える金銭等の支払、寄付又は助成を受けている者
- ⑥過去5年間に於いて、上記②～⑤のいずれかに該当していた者
- ⑦配偶者又は二親等以内の親族が、上記②～⑤のいずれかに該当する者

候補者番号 **6** **山口 重久** (1952年6月11日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年 4 月	安立電気株式会社 (現 アンリツ株式会社) 入社	2007年 4 月	同社取締役常務執行役員、グローバルビジネス本部長
1999年 6 月	同社海外第 1 営業本部第 2 営業部長	2008年 4 月	同社取締役常務執行役員、営業・CRMグループ総括
2002年 7 月	同社グローバルマーケティング本部長	2010年 4 月	同社取締役常務執行役員、経営企画室長
2003年 4 月	同社執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年 4 月	同社取締役
2003年 6 月	同社取締役執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年 6 月	同社常勤監査役
		2020年 6 月	当社社外取締役 現在に至る

所有する
当社株式の数

0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

取締役会出席状況
(2020年度)

9/9回 (100%)

社外取締役
候補者と
した理由及び
期待される
役割の概要

同氏は、アンリツ株式会社において、海外事業、経営企画各部門等の要職を歴任し、経営者として高い見識と豊富な経験を有するとともに、同社において監査役の経験を有する等、企業統治にも造詣が深く、その知識や経験等を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かして職務を適切に遂行しており、今後も、経営経験を含む幅広い職務経験によって培われた知識や経験を踏まえた適切な助言や業務執行の監督が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役
候補者に
関する
特記事項

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役になつた場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、監査役岡野正之は辞任し、また、監査役杉崎文男は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** しまもと のぶ ひで
島本 信英 (1960年1月3日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数
4,100株

1982年 4 月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社	2016年 8 月 当社執行役員、経理部長
2009年 4 月 同社経理部専任部長	2018年 4 月 当社執行役員、企画部長
2012年10月 当社経理部担当部長	2019年 4 月 当社常務執行役員、企画部長
2013年 7 月 当社経理部長	2019年11月 当社常務執行役員、企画部長、 経理部長
2015年 7 月 当社支配人	2021年 4 月 当社顧問 現在に至る
2016年 4 月 当社執行役員	

監査役 候補者とし た理由

同氏は、長年に亘り財務及び会計に関わる業務に従事し、その十分な知見を有するとともに、当社執行役員就任後は経理部に加え企画部を担当する等、当社事業にも精通しており、培われた知識と経験を当社の監査業務に反映することで、その職務を適切に遂行できると判断したことから、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

むら た ま さ し

村田 雅詩 (1958年3月19日生)

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社	2007年 4 月	同社経営企画室室長
1995年 3 月	同社電子事業本部マーケティンググループ グループリーダー	2011年 7 月	Santen Inc. CAO (Chief Administrative Officer)
1999年 8 月	参天製薬株式会社入社 社長室室長	2014年 1 月	参天製薬株式会社監査役室室長
2001年 9 月	同社医薬事業部事業企画グループ グループマネージャー	2016年 6 月	同社常勤監査役
2002年 7 月	同社医薬事業部眼科マーケティンググループ グループマネージャー	2020年 6 月	同社シニアアドバイザー 現在に至る
2005年 1 月	同社医薬事業部事業戦略企画グループ グループマネージャー	2021年 6 月	TOA株式会社 社外取締役就任予定

所有する
当社株式の数

0株

社外監査役
候補者と
した理由

同氏は、参天製薬株式会社において、経営企画、事業企画、マーケティング等幅広い分野に従事し、豊富な知識と経験を有するとともに、同社において監査役の経験を有する等、企業統治にも造詣が深く、これら幅広い職務経験によって培われた知識と経験を、独立の立場から当社の監査業務に反映することで、その職務を適切に遂行できると判断したことから、社外監査役候補者としたしました。

社外監査役
候補者に
関する
特記事項

- ・ 同氏は、社外監査役の候補者であり、本議案が承認可決され、社外監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

① 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国及び海外経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、経済活動の停滞や個人消費の低迷等厳しい状況となりました。各種政策効果や欧米各国におけるワクチン接種率の向上による個人消費の回復といった世界経済における改善の動きがあるものの、業種間の跛行性が生じている事や変異株による感染再拡大のリスク等、先行きに不透明感が継続する状態が続いています。

当事業におきましては、チタン事業では、航空機用途向けが主体である輸出スポンジチタンの売上が前年同期比60.3%減、一般産業用途向け主体の国内スポンジチタン等の売上が同58.5%減といずれも大きく減少し、チタン事業の売上高は14,304百万円（前年同期比59.7%減）となりました。

高機能材料事業では、半導体関連需要の増加によりスパッタリングターゲット用高純度チタンの売上が増加したこと等により、売上高は2,457百万円（前年同期比24.9%増）となりました。

また、事業撤退したポリシリコン事業の残存在庫の売却による売上高は291百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、17,053百万円（前年同期比55.3%減）となりました。

損益につきましては、チタン事業における販売数量の減少とそれに伴うスポンジチタンの減産が大きく影響し、生産諸元の改善、労務費や設備補修費の削減、経費圧縮等全社を挙げた収益改善策に取り組んできたものの、営業損失は3,425百万円（前年同期は1,152百万円の利益）、経常損失は2,843百万円（前年同期は1,322百万円の利益）、当期純損失は5,083百万円（前年同期は736百万円の利益）となりました。

このような状況のもと安定的、継続的な企業活動を維持するための機動的な資金調達手段を確保するため、当事業年度の3月にコミットメントライン5,100百万円を設定し、長期的な安定資金の確保を目的として、シンジケート・ローンの借り換えを7,000百万円実施しております。

なお、当事業年度より、従来販売費及び一般管理費として計上していた製品梱包費用の一部を、売上原価として処理する方法に変更しており、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、2,126百万円であります。

この主なものは、チタン製造設備の維持改善であります。

(3)資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金及び借入金等により充当しております。

(4)業績及び財産の推移

区 分	2017年度 (第21期)	2018年度 (第22期)	2019年度 (第23期)	2020年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	43,431	43,666	38,189	17,053
経常利益 (百万円)	2,809	2,422	1,322	△2,843
当期純利益 (百万円)	1,857	△1,322	736	△5,083
1株当たり当期純利益	50円47銭	△35円95銭	20円02銭	△138円15銭
総資産 (百万円)	92,662	80,928	76,518	77,743
純資産 (百万円)	36,213	34,305	34,921	29,708

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 2020年度(当事業年度)より会計方針の変更を行っており、2019年度(第23期)に係る各数値については遡及修正後の数値を記載しております。

(5)対処すべき課題

当社は、2018年度にポリシリコン事業から撤退し、それ以降、チタン事業を「成長戦略」の中核に据えるとともに、加えて新規事業の拡大、成長を同時に推し進めることにより、「事業ポートフォリオの変革」に取り組んでおりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により航空機向けチタン需要が急激に減退し、現在も厳しい事業環境が続いております。

このようにチタン需要が縮減する中で、要員対策をはじめ支出の抑制や徹底したコスト削減に取り組んでおります。低操業度の生産状況下においても業績改善に向け収益構造の強化に注力する一方、既に需要が回復し拡大傾向にある半導体市場向け高機能材料事業の製品、特に収益性が期待できる高純度チタンの拡販等、更なる収益改善施策にも取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の悪化への対応を優先して取り組んでおりますが、航空機分野におけるチタン需要は一時的な縮減があるものの中長期的には依然として成長が期待できることから、需要回復時の販売機会の着実な捕捉を見据え、スポンジチタンの生産量の上方対応能力を勘案しながら最適な生産体制を維持しております。

また、支出の抑制を図りつつも、球状チタン合金粉末(合金TILOP)の事業拡大やリチウムイオン電池用SiO₂負極材の事業化等、将来の成長に資する案件にメリハリのある経営資源の投入を行い、事業ポートフォリオの変革にも引き続き取り組んでまいります。

現在、以下を基本方針と設定し、収益改善施策に鋭意取り組んでおります。

- ・ 固定費の圧縮等、収益力の回復による全社の収益構造の強化
- ・ 需要に対応した最適生産体制の維持
- ・ 需要の拡大が見込める高機能材料事業の成長機会の積極的な捕捉
- ・ 新規事業開拓の継続

それぞれの事業セグメントにおける課題は次のとおりであります。

1. チタン事業

- ①需要に対応した最適生産体制の維持
 - ・ 需要回復時期を見極めながら徹底した効率的生産体制の維持
- ②主要顧客とのパートナーシップ強化による高水準シェアの維持と拡販
 - ・ 技術交流会等、技術営業力強化による顧客ニーズへのきめ細かい対応
 - ・ 顧客との連携強化による拡販機会の追求と新規顧客の開拓
- ③収益力の強化
 - ・ 補修計画や要員計画の見直しによる徹底したコスト削減
 - ・ 設備投資計画の見直しや開発案件の厳格な順位付けによる支出の抑制
 - ・ AI等の先端技術の導入による生産プロセスの革新、継続的な生産性向上
 - ・ 長期的に事業継続可能な水準への販売価格及び販売構成の適正化
 - ・ 安価で安定した原料調達体制の強化

2. 高機能材料事業

- ①高純度チタンの顧客対応力強化による事業拡大
 - ・ 顧客ニーズに対応した特長ある製品の開発と新規需要の開拓
 - ・ 技術営業力の強化によるパートナーシップの深化
- ②球状チタン合金粉末(合金TILOP)の本格事業化
 - ・ 合金TILOP専用工場の戦力化
 - ・ 製造・販売・技術一体となった拡販チームの拡大充実とユーザーとの連携強化による拡販
 - ・ 継続的なプロセス開発と差別化製品の開発による競争優位性の更なる発揮
 - ・ 需要業界との連携による新たな需要の創出
- ③高品質メニュー創出に向けた取り組みの継続
 - ・ リチウムイオン電池用SiO負極材の開発の加速と早期事業化

3. 全社的取り組み

①スリム化推進によるコスト構造の強化

- ・ 間接経費の徹底した削減
- ・ ITツールの活用も含めた間接部門の生産性向上、業務効率化の追求

②技術開発力の強化

- ・ 生産プロセス技術の高度化に特化した組織体制の強化と大学、研究機関との連携
- ・ 新たな製品や事業のための玉だし活動の継続

③人材育成

- ・ 熟練者の経験やノウハウ等の可視化、共有化による技能伝承と技術スタッフの強化
- ・ 次代を担うリーダーの計画的な育成に向けた人事施策の充実

④DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応推進

- ・ 基幹システムの刷新による業務改革の推進と標準化
- ・ 蓄積データの積極的な活用による更なる品質安定化と生産効率の向上

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

【チタン事業】

スポンジチタン、チタンインゴット、四塩化チタン、四塩化チタン水溶液

【高機能材料事業】

高純度チタン、SiO₂、TiLOP（球状チタン粉末）、粉末チタン

(7) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

本 社 ・ 尼 崎 工 場	兵庫県尼崎市
東 京 支 社	東京都港区
岸 和 田 製 造 所	大阪府岸和田市

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名減	歳	年
684	14	42.1	15.0

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んだ就業人数であります。
2. 上記1.従業員数のほか、臨時従業員は67名（年間平均雇用人数）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額残高 (百万円)
シンジケートローン	18,500
株式会社三井住友銀行	1,500
三井住友信託銀行株式会社	4,000
株式会社池田泉州銀行	5,000
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものです。

② 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 125,760,000株

(2)発行済株式の総数 36,800,000株
(自己株式 1,336株含む)

(3)株主数 18,033名

(4)上位10名の株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社神戸製鋼所	7,700	20.92
日本製鉄株式会社	7,150	19.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,069	2.91
住友商事株式会社	864	2.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	418	1.14
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	317	0.86
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	279	0.76
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	258	0.70
JP MORGAN CHASE BANK 385781	237	0.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口2)	194	0.53
合 計	18,488	50.24

(注) 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。

③ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

④ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社 長)	杉 崎 康 昭	
取 締 役 (専務執行役員)	高 橋 悟	企画、総務、人事労政、経理、原料・資材各部の総括
取 締 役 (専務執行役員)	辻 正 行	営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
取 締 役 (常務執行役員)	川 福 純 司	生産管理、品質保証、技術、設備、チタン製造各部の総括
取 締 役	飯 島 奈 絵	堂島法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	山 口 重 久	
監 査 役〔常 勤〕	岡 野 正 之	
監 査 役	安 西 浩 一 郎	日本製鉄株式会社関係会社部上席主幹
監 査 役	門 脇 良 策	株式会社神戸製鋼所執行役員
監 査 役	杉 崎 文 男	

- (注) 1. 地位中の () 内の役職は、執行役員としての役職を表しております。
2. 取締役飯島奈絵及び山口重久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役安西浩一郎、門脇良策及び杉崎文男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役飯島奈絵、山口重久及び監査役杉崎文男を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役杉崎文男は、日産自動車株式会社及びその企業集団において長年に亘り経理・財務に関する業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2020年6月25日開催の第23期定時株主総会において、川福純司及び山口重久が取締役に、安西浩一郎及び門脇良策が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 2020年6月25日開催の第23期定時株主総会終結のときをもって、取締役三宅貴久及び高松明は任期満了により退任し、監査役鈴木聡及び木澤尊彦は辞任いたしました。
8. 当社は定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、当社の社外取締役及び社外監査役としての任務を怠りこれにより損害が生じた場合でも、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項各号所定の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとする内容の契約を締結しております。
9. 監査役安西浩一郎は、2021年3月30日まで、新日本電工株式会社の社外取締役に就任しておりました。

(2)取締役及び監査役の報酬等

1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内、社外取締役)	130 (12)	118 (12)	12 (-)	- (-)	8 (3)
監査役 (内、社外監査役)	22 (6)	22 (6)	0 (-)	- (-)	2 (1)
合計 (内、社外役員)	153 (18)	140 (18)	12 (-)	- (-)	10 (4)

(注) 当事業年度末現在の員数は、取締役6名及び監査役4名であります。

2) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は、前事業年度の業績・配当水準と、当事業年度の業績動向及び配当動向を勘案して決定しております。当該指標を選択したのは、株主の皆様と価値観を共有することを目的としたためであります。

前事業年度及び当事業年度における業績水準は、13頁(4)業績及び財産の推移に記載の通りです。また、前事業年度における年間配当は1株当たり5円であり、当事業年度における配当は見送りとしたしております。

3) 取締役及び監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2015年6月19日開催の第18期定時株主総会において、月額24百万円以内(内、社外取締役は2百万円以内)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(内、社外取締役は2名)であります。

監査役の報酬は、2006年6月23日開催の第9期定時株主総会において、月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名(内、社外監査役は2名)であります。

4) 取締役報酬の内容の決定に係る方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬について、報酬の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、取締役の報酬についての取締役会での決定に先立ち、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針を説明し、意見を徴したうえで、決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①取締役の個人別報酬(以下「報酬」とする)の基本方針

(i) 業務執行取締役の報酬は、毎期の業績動向や配当動向等を総合的に勘案して決定しております。

(ii) 社外取締役の報酬は、固定報酬としております。

(iii) 取締役の報酬は月例報酬としております。

②業務執行取締役の報酬の算定方法の決定に関する方針

(i) 報酬の構成

取締役の報酬は固定給としての基本報酬と、業績目標達成度に連動する業績連動報酬で構成しております。

(ii) 報酬の算定方法

1) 基本報酬

基本報酬は、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、役職別の固定額を定めております。

2) 業績連動報酬

業績連動報酬は、前事業年度の業績・配当水準と、当事業年度の業績動向及び配当動向を勘案して決定しております。具体的には業績・配当水準に応じてレンジを設定し、各々のレンジ毎に役職別の支給額を定めております。業績連動報酬の報酬総額に占める割合は、業績・配当水準に応じ、0～50%の範囲となります。

③取締役の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬については、取締役会での決議に先立ち、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針(業績連動報酬の割合、業績指標の考え方等)を説明し、意見を徴したうえで、取締役会にて算定方法、水準変動、業績連動報酬の割合、他の役職員の報酬動向を踏まえ総額を決議しております。

取締役の個人別の報酬額については個別支給額を代表取締役社長が決定する旨の取締役会決議に基づき、代表取締役社長が上記②の通り定められた算定方法に従い決定しております。

5) 取締役の個人別の報酬額の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定については、代表取締役社長の杉崎康昭に委任しております。

取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、業績・配当水準動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、(i)取締役の報酬についての取締役会での決定に先立ち、独立社外取締役に取締役報酬に関する方針を説明し、意見を徴したうえで、決定すること、(ii)代表取締役は予め定められた算定方法に従い各人別の個別報酬額を決定することを、取締役の報酬等の決定方針に定めております。

6) 監査役の個人別の報酬額の決定に関する事項

監査役各人別の個別報酬額については監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

1) 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	飯 島 奈 絵	堂 島 法 律 事 務 所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士	当社と堂島法律事務所との間には、特段の関係はありません。
社外監査役	安 西 浩一郎	日 本 製 鉄 株 式 会 社	関 係 会 社 部 上 席 主 幹	当社と日本製鉄株式会社との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。
社外監査役	門 脇 良 策	株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	執 行 役 員	当社と株式会社神戸製鋼所との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。

(注) 社外監査役安西浩一郎は、2021年3月30日まで、新日本電工株式会社の社外取締役に就任しておりました。

2) 社外役員の主な活動状況

① 社外役員の取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	飯 島 奈 絵	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、主に弁護士としての職務を通じて培われた法令に関する専門的知見に基づき議案審議の適正確保の観点から適宜、発言を行っております。
社外取締役	山 口 重 久	2020年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、経営者としての高い見識と豊富な経験や監査役としての経験に基づき議案審議の適正確保の観点から適宜、発言を行っております。
社外監査役	安 西 浩一郎	2020年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	門 脇 良 策	2020年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	杉 崎 文 男	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に財務及び会計に対する知見を有する監査役として適宜、発言を行っております。

②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	飯 島 奈 絵	当社中期経営課題について議論する場や、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、法務リスクやコンプライアンスの観点から、これまで培われた法律家としての知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。
社外取締役	山 口 重 久	当社中期経営課題について議論する場や、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、経営経験を含む幅広い職務経験によって培われた知識や経験を踏まえた助言や提言を行いました。

⑤ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度中に異動した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法 第2条第1項の業務に係る報酬等の額 33百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性を害する事由の発生等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が当該会計監査人を解任又は不再任とする議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

⑥ 会社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ25%から35%の配当性向を目安に実施する方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、誠に遺憾であります但当事業年度の業績に鑑み見送りとし、中間配当を実施しなかったことから、年間配当は0円となります。

また、翌事業年度の配当予想につきましても、誠に遺憾であります但翌事業年度の業績見通しに鑑み、中間配当・期末配当ともに見送りとさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(百万円)	
科 目	金 額
資産の部	
流動資産	40,976
現金及び預金	6,523
売掛金	7,377
商品及び製品	15,723
仕掛品	1,987
原材料及び貯蔵品	7,920
前渡金	4
前払費用	137
未収入金	1,172
その他	132
貸倒引当金	△ 3
固定資産	36,767
有形固定資産	34,096
建物	9,560
構築物	221
機械及び装置	8,629
車両運搬具	26
工具、器具及び備品	183
土地	14,823
建設仮勘定	651
無形固定資産	532
ソフトウェア	497
その他	35
投資その他の資産	2,138
投資有価証券	164
関係会社株式	46
長期前払費用	95
前払年金費用	917
繰延税金資産	821
その他	93
資産合計	77,743

(百万円)	
科 目	金 額
負債の部	
流動負債	7,979
支払手形	5
買掛金	2,190
短期借入金	3,500
未払金	1,171
未払法人税等	24
未払費用	286
預り金	38
賞与引当金	232
設備関係支払手形	2
設備関係未払金	496
その他	30
固定負債	40,056
長期借入金	36,500
退職給付引当金	1,973
資産除去債務	1,465
その他	117
負債合計	48,035
純資産の部	
株主資本	29,614
資本金	8,739
資本剰余金	8,943
資本準備金	8,943
利益剰余金	11,941
利益準備金	38
その他利益剰余金	11,903
繰越利益剰余金	11,903
自己株式	△10
評価・換算差額等	93
その他有価証券評価差額金	93
純資産合計	29,708
負債及び純資産合計	77,743

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,053
売上原価		16,339
売上総利益		714
販売費及び一般管理費		4,139
営業損失		3,425
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
為替差益	547	
不用品売却益	226	
受取保険金	2	
補助金収入	23	
雇用調整助成金	68	
事業撤退損失引当金戻入益	124	
その他	63	1,065
営業外費用		
支払利息	117	
休止固定資産減価償却費	50	
割増退職金	95	
シンジケートローン手数料	174	
その他	46	483
経常損失		2,843
特別損失		
固定資産除却損	120	120
税引前当期純損失		2,963
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	2,108	2,119
当期純損失		5,083

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててにより表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 滝 川 裕 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に直接又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社及び製造所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役	岡	野	正 之	㊟
社外監査役	安	西	浩一郎	㊟
社外監査役	門	脇	良 策	㊟
社外監査役	杉	崎	文 男	㊟

以 上

トップポリシー

1. 私たちはお客様との長期的なパートナーシップを大切にし、お客様の発展に寄与することで私たちの成長を目指します。
2. 私たちは常に「安定品質」、「安定供給」、「安定価格」を目指し、そのための最大限の努力を払います。
3. 私たちは「安全」かつ「健全」な職場作りに力を注ぎ、全てのステークホルダーとの信頼関係を築くことで社会との共生を目指します。

ブランドスローガン

New Challenge Best Quality

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
------	-------------------

定時株主総会	6月開催
--------	------

単元株式数	100株
-------	------

基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告します。
-----	---

株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
--------------------------	-----------------------------------

株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎0120-782-031

公告の方法	電子公告 https://www.osaka-ti.co.jp/
-------	---

【株式に関するお問い合わせ先について】

住所変更等のお届出・ご照会は、証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

メ 毛

[illegible]

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地

尼崎商工会議所会館
7階 701会議室

TEL 06-6411-2251

最寄り駅

阪神電車 尼崎駅より
徒歩 約3分

お願い

駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株主総会におけるお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し
あげます。



尼崎商工会議所会館

尼崎市
総合文化
センター

国道2号線

尼崎市
中小企業
センター

庄下川

立体遊歩道

中央
公園

阪神尼崎駅

阪神本線

至神戸三宮

至大阪梅田・大阪難波

至国道43号線

株式会社 **大阪チタニウムテクノロジーズ**

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



この印刷物は、FSC®認証材及び管理原材料から作
られたFSC®認証紙を使用しており、また、環境に配
慮した植物油インキを使用しております。

